

秋季「婦人生活習慣病健診」申込受付中

当組合では、女性被保険者および35歳以上の女性被扶養者を対象とした秋季「婦人生活習慣病健診」を、「一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会」（以下、「東振協」という。）に委託して、下記のとおり実施いたします。ご自身の健康チェックのためにも、ぜひともご受診ください。

1. 対象者

- A. 女性被保険者 [年齢制限なし]
- B. 女性任意継続被保険者 [年齢制限なし]
- C. 女性被扶養者 [35歳以上（昭和63年3月31日以前生まれ）]

2. 検査項目

- ①問診 ②身体計測（身長・体重・腹囲）③視力 ④聴力 ⑤血圧測定 ⑥胸部X線
- ⑦検尿 ⑧心電図 ⑨血液検査 ⑩胃部X線撮影 ⑪便潜血反応（2日法）
- ⑫子宮細胞診（自己又は医師採取法）⑬乳房診（超音波又はマンモグラフィ）

◇子宮細胞診の「医師採取法」は全会場で選択可能ですが、当日に実施する会場と、別日に近隣の指定医療機関で行う会場がありますので、会場一覧表でご確認ください。

また、「自己採取法」を選択できない会場がありますので、会場一覧表でご確認ください。

◇乳房診の「超音波」は全会場で選択可能です。なお、「マンモグラフィ」は実施可能な会場に限り、選択できますので、会場一覧表で確認ください。

3. 実施時期

令和4年10月～令和5年2月

4. 実施会場

別紙「令和4年度 秋季婦人生活習慣病健診会場一覧表」のとおり



5. 受診料及び精算方法

対象者	受診料（税込）	精算方法
A. 女性被保険者	6,900円	組合から事業主へ請求
B. 女性任意継続被保険者	4,400円	組合から受診者本人へ請求
C. 女性被扶養者	4,400円	医療機関へ直接精算

◇A・・・次の未実施検査項目があった場合は、請求額から相当額を減額します。

- ・聴力（530円）・検尿（180円）・胸部X線（530円）・心電図（990円）
- ・血液生化学検査（2,610円）・血液血球検査（1,010円）

◇B、C・・・未実施検査項目があった場合でも減額はありませぬ。

◇C・・・健診会場によって精算方法が異なりますので、会場一覧表でご確認ください。

- ・窓口精算 … 健診当日に施設や会場内で精算
- ・振込精算 … 健診後、ゆうちょ銀行で振込精算（振込手数料は受診者負担）

6. 再検査・精密検査の取り扱い

- 血圧測定・検尿・血液検査については、健診を受けた医療機関で再検査を無料で受診いただけます。なお、引越しや諸事情により、再検査を他の医療機関で受けた場合は、東振協（03-3626-7504）までお問い合わせください。

- 上記以外の検査項目及び任意の医療機関で受診される場合は、保険診療扱いとなります。
- 精密検査が必要と判定された場合は、任意の医療機関で受診してください。

7. 申込書提出期限

令和4年7月8日（金）必着 をお願いします。

8. 申込方法および提出書類

事業所で取りまとめて、組合にご提出ください。（FAXは不可）

- ・ 令和4年度 秋季婦人生活習慣病健診申込書

【申込書記載時の注意事項】

- ◇申し込み締め切り後に東振協と各医療機関にて日程を調整しますので、お申し込み時に健診日を指定することはできません。
- ◇申込書の個人住所欄に事業所の住所を記入する場合は、必ず事業所名も記入してください。
- ◇乳房診検査の実施を希望しない方については、申込書の記載には「超音波」を選択し、当日会場にて希望しない旨をお申し出てください。
- ◇会場コードと会場名称は、前回と同じとは限りませんので、確認のうえ記入してください。

9. 健診の案内及び結果報告

- 健診の案内文書（問診表や検査キット等）は、健診日が確定しだい担当医療機関より受診者あてに直接送付されます。
- 結果報告は、3～4週間程度で医療機関より受診者あてに直接送付されます。
なお、事業主分の結果一覧表は当組合から請求書に同封して送付いたします。

10. キャンセル・変更

- ・ 健診をキャンセルする場合 ⇨ **当組合へご連絡** ください。
- ・ 保険証、住所等に変更があった場合 ⇨ **当組合へご連絡** ください。
- ・ 会場又は健診日を変更する場合 ⇨ **東振協へご連絡** してください。

※会場等の変更は9月から【東振協婦人健診専用ダイヤル 03-5619-5910】

11. 特定保健指導

健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された40歳以上の方を対象に、申込書記載の住所に東振協から直接ご案内が送付されます。

- ◆対象者の資格確認をするため、受診時には必ず「健康保険被保険者証」をご持参ください。
- ◆当組合が実施する健診は、健診当日に当組合の資格がある人に限りますので、申し込み後、健診日までに、退職や扶養削除等により組合員資格を喪失された場合は受診できません。
また、同一年度(4月1日～翌年3月31日)内に1回限りとなりますので、他の健診(巡回・施設健診、特定健診等)を受診予定の方はご注意ください。
- ◆資格喪失後や重複して受診した場合は、組合負担分を含め全額自己負担となりますのでご了承ください。

《ご提出・お問い合わせ先》 〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-11-11
東京金属事業健康保険組合 健康管理部 保健事業課
電話 03-3866-2869 (平日9:00～17:00)